

「誰か」のこと じゃない。～人権啓発キャッチコピー～

私たちのまわりには、子どものいじめや虐待の問題、男女間における暴力や性的嫌がらせ、インターネット上の誹謗中傷、同和問題など、さまざまな人権課題があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症による差別や誹謗中傷、偏見といった新たな人権課題も生じています。もし、あなたや大切な人が差別を受けているとしたら……。

「誰か」のことではなく、自分の身近な問題として人権について考えてみましょう。



新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者やそのご家族などに対する差別的取扱いや言動が見受けられます。新型コロナウイルス感染症を理由にした偏見や差別は絶対にあってはなりません。

公的機関が発信する確かな情報に基づき、冷静に行動しましょう。



インターネットによる人権侵害

インターネット上では、匿名による書き込みを悪用し、個人の名誉やプライバシーを侵害する人権問題が起きています。情報モラルを守ってインターネットを正しく使用しましょう。



同和問題(部落差別)

同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域出身者であること、そこに住むことを理由に社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられているという日本固有の人権問題です。一人ひとりが正しい認識を持ち、差別意識をなくしましょう。



法務省人権相談窓口

■人権相談ダイヤル

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

*電話をかけた最寄りの法務局につながります。一部のP電話等からはご利用できない場合があります。

■インターネットによる人権相談受付窓口

💻 パソコン・携帯電話共通 <https://www.jinken.go.jp/>

法務局人権相談窓口

【金沢新神田合同庁舎(2階)】

月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

【問い合わせ先】金沢地方法務局人権擁護課 ☎ 076-292-7810(代)

金沢市人権相談窓口

【市役所市民相談窓口(本庁舎2階)】

毎月第1金曜日 13:00～15:00 (第1金曜日が閉庁日の場合、第2金曜日)

【問い合わせ先】人権女性政策推進課 ☎ 076-220-2095

育てよう一人ひとりの人権意識

「人権ってなに?」と聞かれると、私たちはつい堅苦しくむづかしく考えがちです。人権は、「人が人らしく生きるために、誰もが生まれながらに持っている、他人から自由勝手に奪われることがない基本的な権利」です。

毎年12月4日から12月10日までは人権週間です。
この機会に、人権について考えてみませんか。

女性の人権

男女は社会の対等な構成員であるにもかかわらず、女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることがあってはなりません。

子どもの人権

子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であることを認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

高齢者の人権

人はみな、さまざまな経験を積み、成長し、やがて老いていきます。高齢者にも当然、一人の人間として尊重され、生き生きと尊厳のある生活を送る権利があります。

障害のある人の人権

障害のある人も、障害のない人と同じ権利を持った、対等な社会の構成員です。障害のある人が社会の中で普通に生活できる条件を整え、共に生きる社会の実現が必要です。

HIV感染者やハンセン病回復者等の人権

病気に対する誤った認識が、HIV感染者やハンセン病患者・回復者、その家族への偏見・差別につながっています。

外国人の人権

国際化が進むなか、日本には約300万人の外国人が住み、私たちとともに生活しています。その生活習慣や文化の違いから差別されることがあつてはなりません。

犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、周囲の好奇の目や中傷、心ない言動や行きすぎた報道などにより、社会的孤立や差別を受けることのないよう、その人権が擁護されなくてはなりません。

刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人は、罪を償った人であり、その人には社会の一員として円滑な生活を営み、人として生きていく権利があります。

性的少数者の人権

同性愛者、両性愛者、性同一性障害の人々は少数派であるがために、偏見の目で見られたり、差別を受けることがあります。性のあり方は人それぞれ異なっており多様であること、お互いを理解し、先入観や偏見を持たないようにすることが重要です。誰もが自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

人権問題に困ったら人権擁護委員にご相談ください。

【問い合わせ先】金沢市人権女性政策推進課 ☎ 076-220-2095 FAX 076-260-1178 ✉ jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp